

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、結婚を契機に国民年金に任意加入し、昭和48年12月から61年4月に第3号被保険者となる前月まで、欠かすことなく保険料を自分で納付してきたが、申立期間が未納になっている。

しかし、昭和51年1月31日に国民年金の手続をしたことを記したメモがあり、また、申立期間以外にも、48年12月から49年3月までの4か月間について、国民年金手帳に検認印があるにもかかわらず未納とされていたこともあったので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月に国民年金に任意加入し、それ以降、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫が転職した際に生じた1か月の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した期間について、夫の国民年金への加入手続及び申立人の被保険者種別変更手続を、また、転居による住所変更手続を遅滞なく適正に行っている上、平成15年度以降は保険料を前納するなど、国民年金制度への関心の深さ及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の前後10年以上にわたり、国民年金に任意加入し保険料納付を続けている上、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、昭和48年12月から49年3月までについて、当初、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記録では未納期間になっていたが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録に検認印があることから、平成19年1月に納付記録が訂正されたことが確認でき、当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年9月1日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月ごろから19年2月1日まで
② 昭和20年8月15日から22年8月ごろまで
③ 昭和22年8月ごろから23年5月1日まで

夫が他界した後、遺品から公認会計士開業及び税理士に登録した際の申請書の写しが見つかった。申立期間①及び②については、B社の会計係に、申立期間③については、A社の会計係に勤務していた。申請書の職歴欄に書かれた勤務期間とねんきん特別便の被保険者期間を比較すると、被保険者期間の方が短かったので、漏れが無いか調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、公認会計士開業登録申請書の写しの職歴欄、税理士登録申請書の写しの職歴欄及び同僚の供述から判断して、申立人が申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A社の同僚に調査を行ったところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年9月から28年7月までの期間に同社において被保険者資格を取得し、証言の得られた8名については1名を除き、入社月又は翌月に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和21年に入社した同僚から、「私は中学校を卒業した1年半後

に未経験で入社し、工場で製品を運ぶ単純労働をしていたが、入社時から正社員として厚生年金保険の被保険者となっている。経理の経験者であれば当然正社員として厚生年金保険に加入していただろう。」とする証言が得られた。

加えて、申立人を記憶する同僚の全員が、「申立人は正社員であった。」と証言しており、そのうちの数人は、「当時、従業員のうち正社員でなかったのは一部の女性の工場労働者だけであった。」と述べている。

一方、申立人は、税理士登録申請書に前職であったB社を昭和22年8月に退社し、「同年8月、A社入社」と記入しており、具体的な入社日は不明であるものの、8月半ばには入社していることが推認でき、同社における他の被保険者の厚生年金保険の資格取得日を調べると、月初めの1日で取得している者が多いことが確認できることから、9月から厚生年金保険に加入したと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、A社に勤務し、昭和22年9月から23年4月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に他界し、当該事業所も廃業しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①及び②について、公認会計士開業登録申請書の写し及び税理士登録申請書の写しの職歴欄により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間①については、昭和19年6月に厚生年金保険法が施行される前の労働者年金保険法が施行されていた期間であり、これは工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は事務系職種であることを税理士登録申請書に記入していることから、労働者年金保険の加入対象ではなかったものと認められる。

申立期間②については、事業所記号払出簿により、B社は、申立人の資格喪失日と同日の昭和20年8月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる。

また、申立人以外の被保険者の資格喪失日も全員が昭和 20 年 8 月 15 日と記録されている。

さらに同僚の一人は、「B社は軍需工場であったため、終戦により閉鎖された。」と証言しており、終戦で軍需物資の生産が不要となったことにより、当該事業所が厚生年金保険から脱退したものと推認でき、申立人についても、資格喪失の手続が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年11月21日に、資格喪失日に係る記録を34年3月20日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月21日から34年3月20日まで

C社（現在は、B社）からA社へ転籍した期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。短期間で再びC社へ戻ったが、ずっと継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する人事記録、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録並びに申立人が所持する職歴一覧により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和33年11月にC社からA社に転籍、34年3月にC社へ再度転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のC社における社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は資料が無いため不明としているが、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年11月から34年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者期間が1か月欠落しているとの回答を得た。職歴証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職歴証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料をもって立証は出来ないが、納付したと思料される。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和55年4月からA社に勤務していたが、59年9月1日付けの人事異動でB社に異動した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和59年8月31日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日付けでB社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことになる。このため、昭和59年8月分が空白となっているが、引き続き勤務しているので、空白期間があるのはおかしい。厚生年金保険の記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び雇用保険の加入記録から判断して、申立人は、昭和55年4月1日からA社に継続して勤務し、59年9月1日付けで、A社からB社に異動したことが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年7月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を誤ったとしていることから、事業主が申立期間に係る資格喪失日を昭和59年8月31日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年3月まで

私が大学生の時、市役所からの国民年金の加入案内があったことから、母親が市役所の窓口に出向き、国民年金の加入手続及び保険料納付の免除手続をしてくれた。私の兄も、大学生の時は、保険料納付の免除手続をしている。兄が免除の記録となっているのに、私だけが未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が大学生の時に、母親が国民年金の加入手続を行い、併せて保険料納付の免除手続を行ったはずであると述べているが、オンライン記録で複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間に係る申立人に該当する記録は無い。

また、平成9年1月1日から基礎年金番号制度が導入されていることから、申立人が申立期間に国民年金に加入していれば、当該加入に伴い付番された年金手帳の記号番号が基礎年金番号となる所、申立人の基礎年金番号は、10年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に付番された番号となっており、8年当時に国民年金への加入手続を行っていたものとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入及び保険料納付の免除に係る手続に関与しておらず、また、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、加入手続の際、年金手帳を交付された記憶が無い上、免除申請の時期や手続内容等の記憶が定かでなく、免除申請の状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間について、国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 41 年 5 月までの期間及び 43 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 41 年 5 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、結婚してから義母が夫の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたと思う。婦人会に保険料を納付していたのを覚えている。夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してから申立人の義母が自分の国民年金の加入手続をしてくれ、保険料を申立人の夫と一緒に婦人会に納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳並びに A 市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の最初の国民年金手帳記号番号が婚姻前に旧姓で昭和 36 年 2 月 18 日に払い出されており、同年 4 月から 37 年 5 月までの期間と 38 年 4 月から同年 9 月までの期間の 20 か月の保険料が納付されていることが確認できるが、同年 10 月以降に国民年金保険料を納付した記載が無い上、申立期間①については、「時効消滅」の印が確認できる。

また、婚姻後の昭和 43 年 7 月 30 日に二つ目の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころ、申立人は再度国民年金に加入したと推認されるが、この時点において、申立期間①の大部分の期間は時効により納付することができない期間であるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①については、「届出前消滅」の印が確認できることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間②については、A市が保管している国民年金被保険者名簿によると、昭和49年12月に申立期間②直後の昭和48年度の保険料が、1年分まとめてさかのぼって納付されていることが確認できる一方、申立人の夫は申立期間②から引き続き現年度納付していた記録があることから、必ずしも夫婦一緒に納付されていなかった状況が見受けられ、申立人の義母が夫婦一緒に保険料を納付してくれていたとする申立内容とは符合しない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の義母は既に死亡しているため、当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 49 年ごろ、会社を退職して自営業を始めたので、妻が私の国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間が未納となっており、妻のみが保険料を納付しているようになっている。妻だけが保険料を納めているようなことはないと思うので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年ごろ、会社を退職して自営業を始めたので、国民年金に加入して保険料を納めるようになったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月 6 日に払い出され、49 年 7 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の妻からは具体的な供述が得られない上、申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和 50 年 11 月前後に、申立期間である 49 年 7 月までさかのぼって保険料を納付したかどうかについても、申立人の妻の記憶は不明確である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成4年9月まで

私は、自宅に来た銀行員に納付書と一緒に現金を渡す方法により国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の国民年金保険料を納めていた記録が無いのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た銀行員に納付書と一緒に現金を渡す方法により国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、領収済通知書及びオンライン記録によると、平成5年4月の保険料を6年4月20日に、同年4月の保険料を同年8月12日に、同年5月の保険料を同年9月2日に、同年6月の保険料を同年11月7日に納付していることが確認できる上、申立期間直後の4年10月から5年3月までの期間の保険料を6年11月29日に同年11月30日を過ぎると使用できない一枚の納付書によりまとめて郵便局において納付していることが確認できることから、毎月納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、A市が保管している申立人の国民年金被保険者台帳によると、被保険者納付記録の備考欄には、申立期間である昭和63年度から平成3年度までの期間は「未納」、平成4年度欄は「未4～9」と記載されていることが確認できることから、昭和63年4月から平成4年9月までの期間は、未納となっていたことが推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 24 日から 57 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の A 社での厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
昭和 54 年 4 月に A 社に入社し、平成 13 年 3 月に退職するまで継続して勤務しており、申立期間は海外に赴任していた。
当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が管理している申立人に係る A 社における雇用保険の被保険者記録及び同僚等の証言により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社が加入していた B 健康保険組合が管理している被保険者記録によると、同組合の申立人に係る被保険者記録と申立人の厚生年金保険の記録は一致している。

また、申立人は、申立期間に海外に赴任していたとしているところ、元事業主から、「申立期間当時、厚生年金保険の取得及び喪失等の事務は、健康保険を基礎として行っていた。海外赴任時に被扶養者のいなかった者及びすべての被扶養者と共に海外に赴任した者の健康保険被保険者の資格は喪失させており、一部の従業員について、厚生年金保険も資格喪失させていた。その期間は給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」旨の回答があり、申立期間当時、申立人と同様に被扶養者のいなかった者等で海外赴任していた同僚の健康保険組合及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該元事業主は、「平成 13 年に当該事実が判明した際、厚生年金

保険の記録が一定期間喪失している海外駐在員であった従業員の厚生年金保険料を納付しようとして社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、保険料納付の時効は2年なので納めることができないとの回答があり、厚生年金保険料を納付することができなかつたため、厚生年金保険の記録が一定期間喪失している申立人等に当該事実を説明し、了解を得ている。」とも証言している。

このほか、A社は平成13年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 10 月末まで A 社に勤務し、同年 11 月 1 日から B 社に勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認すると 46 年 6 月 1 日に B 社が C 社に名称変更したときからの記録しかない。43 年 11 月 1 日から B 社に勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び B 社の同僚の証言から、申立人が申立期間当時同社に、歩合外交員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、申立人は正社員ではなく歩合外交員として B 社に入社し、歩合外交員は厚生年金保険に加入していなかったと述べている。

また、申立人が名前を挙げた歩合外交員を含め、複数の同僚については、いずれも厚生年金保険被保険者としての記録を確認することができないことから、申立期間当時、B 社では、歩合外交員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 14 日から 39 年 9 月 30 日まで
結婚のため、昭和 39 年 10 月ごろにA社を退職したが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、脱退手当金の制度自体を知らなかった。

脱退手当金など絶対に受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 39 年 9 月 30 日の前後 4 年間に資格を喪失した女性の被保険者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 6 名に支給記録があり、うち 5 名は厚生年金保険の資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた 1 名は、「一括請求していたと思う。」と証言しており、別の 1 名は、「会社から説明があり、脱退手当金を受給する事により、これまでの記録は無くなるものと認識していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る同被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 39 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 482 (事案 331 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 20 日から 58 年 10 月ごろまで
前回、A社及びB社における昭和 52 年 11 月 20 日から 58 年 10 月ごろまでの期間について申立てを行ったところ、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨の通知があった。

今回、申立期間当時、A社に勤務していたことを証言してくれる人が見つかったので、申立期間について再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、B社に社名変更しているとしているが、法人登記簿により、B社はA社が社名変更した事業所ではなく、新たに設立された会社であることが確認できる上、B社の事業主は、「当社で申立人が勤務していたことはない。」と証言していること、ii) A社の同僚から、「申立人が勤務していたとする期間が相違している。」、「申立人のことは覚えていない。」など申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかつたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 21 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間にA社のトラックに乗り仕事をしていたことを証言してくれる人が見つかったとしていることから、事実関係を再確認するため、申立人から氏名の提示があつた者に申立人の申立期間にかかる勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、その者はA社に勤務していたのではなく、申立人がA社のトラックに乗り仕事をしていたとの供述をしているものの、その時期についての確かな記憶はなく、厚生年金保険加入の有無や厚生年金保険料の控除については知らないと供述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月に、A 社 B 営業所に入社した。同社に 6 年間勤務していたにもかかわらず、退職前の 8 か月間しか厚生年金保険の加入記録が無い。同社での厚生年金保険の加入期間が極端に短いため疑問に思う。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 営業所に勤務していた同僚 3 名が申立人の名前を記憶していること、及び昭和 46 年 11 月ごろと 48 年 8 月ごろに同営業所に入社した同僚 2 名が、「自分が入社した当時には、すでに申立人は勤務していた。」と証言していることから判断して、申立期間に申立人が同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前をあげた 4 名を含む同営業所の同僚 6 名は、いずれも、申立人の厚生年金保険の資格取得日である昭和 51 年 8 月 1 日以降に厚生年金保険に加入しており、申立人と同様、申立期間に加入記録を確認することができない。

また、当時の A 社 B 営業所の責任者及び同僚 2 名は、それぞれ、昭和 46 年ごろ又は 48 年ごろに入社したが、入社当初、同営業所の従業員は、全員が社会保険に加入しておらず、51 年から 52 年にかけて、何人かがまとまって厚生年金保険に加入した旨証言しており、事業主は、従業員が同営業所に入社した後、数年間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、事実、同営業所の同僚 2 名は、同営業所に入社した後も、厚生年金保険に加入するまでの期間について、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原

票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、同社では、「当時のB営業所の社会保険の事務手続は、C市の本社で一括処理していたが、人事記録及び賃金台帳等の関連資料は現存していない。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険に加入させた事実については、これを確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。